

ページに記載をいたしております。

2ページの中段を御覧ください。また、本説明にあたりましては、今お開きの議案集とあわせて、資料②の議案参考資料を使いながら説明をさせていただきます。資料②、参考資料の1ページ、新旧対照表もお開きいただけたらと思います。

本規則の改正内容につきましては3点ございます。

まず1点目が、第2条第1項の表中「70人」を「60人」に改めるものでございます。具体的に申し上げますと、資料②の第2条、「入園資格及び定員」でございしますが、表中の幼稚園名の上から3段目から、大内幼稚園・宮野幼稚園・吉敷幼稚園・平川幼稚園の各年齢保育が、2学級編成であり、それぞれ1学級35人の、2学級で70人の定員に対し、1学級30人の、2学級で60人の定員に改正するものでございます。

本改正の理由といたしましては、文科省におきまして令和8年2月20日に学校教育法第3条に基づく幼稚園設置基準のうち、学級編制基準を原則35人以下から、30人以下に引き下げ、この4月から施行されることに連動するものでございます。

では、なぜこの度、学級編制基準を5人引き下げたかと申しますと、近年、全国的に幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にありまして、より一層、幼児一人一人の置かれた状況であったり発達の特徴などに応じた、行き届いた教育を推進していくうえでの環境整備が必要であるほか、本基準におきまして、平成7年に原則40人のところを35人に引き下げまして、それ以降改正がない中で、公立小学校における全学年の学級編制の標準が令和3年に約40年ぶりに引き下げられたこと、また令和6年4月から、保育所における職員配置の最低基準が、76年ぶりに、3歳児が20対1を15対1、4歳児・5歳児が30対1を25対1に改善されるなど、幼児をとりまく教育・保育施設における学級編制や職員配置に関する基準の改善が図られているところでございます。こうした状況を踏まえ、本改正が行われたところでございます。

続きまして、2点目でございます。第4条の見出し及び同条第1項及び第2項に「幼稚園主任補佐」を加えている点でございます。

これについては、本市では、従前におきまして、幼稚園教諭の職位区分を「一般職員」から「係長級の幼稚園主任」、そして、課長補佐級の「園長」の3段階となっております。いわゆる行政職でいいますと、一般職員と係長級の間の「主任級」の職位がない中で、園長会等を通じて、一般職員と幼稚園主任との職位の差が大きく、主任に至るまでの前段階における人材育成が十分にいきにくいとの要望が挙げられていたところでございます。本要望を踏まえまして、保育幼稚園課と職員課といたしましても、係長級の幼稚園主任に昇任する前段階において「主任級」を新たに設けることで、職員自身の

	<p>自律的な業務遂行と、後輩指導に対する役割の位置づけと意識向上が図れるとともに、園長からのより一層の育成促進にもつながるものと、その必要性を判断いたしまして、主任級として「幼稚園主任補佐」を新たに加えた改正内容でございます。</p> <p>最後に、3点目でございます。資料②の参考資料、新旧対照表の3ページでございます。様式3号の「卒園証書」の割り印押印を廃止するものでございます。これは、幼稚園の業務簡素化を図ることによるものでございます。説明は以上でございます。</p>
藤本教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第1号につきまして、意見や質問等はございませんでしょうか。</p> <p>はい、山本委員さん。</p>
山本委員	<p>主任に加えて主任補佐を設けることによって、いわゆる給料表はどうなるのでしょうか。</p>
江村保育幼稚園課長	<p>給料表については、変わりません。</p>
藤本教育長	<p>そのほか、ございますか。よろしいですか。</p> <p>では、ないようでしたら、議案第1号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号の「山口市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則」について事務局から説明をお願いいたします。</p>
江村保育幼稚園課長	<p>それでは、議案第2号「山口市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則」につきまして御説明いたします。</p> <p>議案集の3ページ・4ページを御覧ください。3ページの議案第2号の本規則の改正内容につきましては、別紙の4ページに記載いたしております。</p> <p>4ページの中段を御覧ください。先ほど、議案第1号の改正内容にもございました幼稚園主任補佐につきまして、連動する形で、本規則の組織上の職および職務を加えるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

	<p>藤本教育長 それでは、議案第2号について、意見・質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>では、なければ、議案第2号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続いて、議案第3号の「山口市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>上田学校教育課長。</p>
	<p>上田学校教育課長 議案第3号「山口市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。</p> <p>議案資料①の5ページから6ページを御覧ください。</p> <p>「山口市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、自治会の合併に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>改正内容につきましては、議案参考資料②の、5ページから7ページを御覧ください。こちらの新旧対照表のとおり、別表第1及び別表第2の町内名を改正するものでございます。</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わります。</p>
	<p>藤本教育長 それでは、議案第3号について、意見・質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>では、議案第3号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号の「山口市教育委員会事務局内部組織等に関する規則の一部を改正する規則」について事務局からお願いいたします。</p> <p>西山教育総務課長。</p>
	<p>西山教育総務課長 資料が替わりまして、資料Aと右肩に書かれているものを御覧ください。</p> <p>資料Aの1ページが、「山口市教育委員会事務局内部組織等に関する規則の一部を改正する規則」の改め文でございます。新旧対照表で見ていただくほうがわかりやすいと思いますので、2ページを御覧ください。</p>

	<p>2ページの真ん中から少し下のあたり、太字でお示しております「地域クラブ活動推進室」というものを書いております。この度の組織改編がありまして、本年9月から始まります部活動の地域移行、これを所管する所属として、現在は交流創造部にあるのですが、この地域クラブ活動推進室が4月から教育委員会に組織改編で移ってくるということになります。それに伴いまして、この表の中に地域クラブ活動推進室を入れるという改正を行っております。</p> <p>あわせて、もう1ページめくっていただきまして、5ページを御覧ください。各課の所管事項ということで、一番下に地域クラブ活動推進室、「(1)地域クラブ活動の推進に関すること。」を所管するというように記載をしております。</p> <p>以上、組織改編に伴っての例規整備でございます。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>それでは、議案第4号について、意見・質問等ございませんでしょうか。</p> <p>では、なければ、議案第4号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号の「山口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」について事務局からお願いいたします。</p> <p>西山教育総務課長。</p>
<p>西山教育総務課長</p>	<p>同じく、資料Aの6ページを御覧ください。「山口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」の改め文がこちらでございます。</p> <p>同じように、隣のページ、7ページの新旧対照表で御覧いただきまして、先ほどと同様の理由ですが、組織改編に伴いまして、地域クラブ活動推進室が入ってきますので、その室長を位置づけるために例規整備を行うというものでございます。</p> <p>該当箇所はもう一箇所ございまして、9ページにも同じように地域クラブ活動推進室長というのを、権限を与えるということで書いております。同様に、10ページにも出てまいります。10ページでは、「地域クラブの管理及び運営に関すること」、「指導スタッフの登録に関すること」を所管しますということでの記載をしております。先ほどと同様の組織改編に伴っての改正を行うものでございます。</p> <p>以上です。</p>

	<p>藤本教育長 それでは、議案第5号について、意見・質問等はございませんでしょうか。</p> <p> では、ないようでしたら、議案第5号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p> (全員挙手)</p> <p> はい、それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p> 続きまして、報告第1号の「令和8年3月定例会市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況」について事務局から説明をお願いいたします。</p> <p> 石津教育部長。</p>
	<p>石津教育部長 それでは、資料①の7ページ、報告第1号「令和8年3月定例会市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況」についてでございます。</p> <p> 先日行われました一般質問の答弁および、教育民生委員会の概況報告の内容につきまして、御説明させていただきたいと存じます。</p> <p> 一般質問の答弁につきましては、担当課長から説明させていただきます。</p>
	<p>藤本教育長 はい、西山教育総務課長。</p>
	<p>西山教育総務課長 それでは、資料③と資料④に沿って御説明をさせていただきます。</p> <p> 資料③の1から4ページを御覧いただきまして、太枠の下線つきの字で示している所が、教育委員会の該当分でございます。これらについて、概要を抜き出したものが④となっておりますので、④の資料を御覧いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p> 3月定例会で御質問いただいた状況についての概要の御報告でございます。</p> <p> 教育総務課所管の分につきましては、まず栗林議員さんから質問をいただいております。アの③ということで、「本市独自の支援を加えた小学校の学校給食の無償化等」という項目についての質問でありました。</p> <p> 質問のポイントで、③の所です。</p> <p> 「昨年12月の補正予算では、学校給食費の保護者負担を据え置くため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億円を計上されたが、この度の補正で、このうち9,600万円を学校給食費負担軽減交付金に変える財源更正をされている。</p> <p> しかし、保護者負担を軽減するための財源として3億円確保されたのだ</p>

から、この度の9,600万円は他の事業に充てるのではなく、当初の予定どおり、学校給食費の負担軽減財源として活用し、中学生の保護者負担を少しでも軽減すべきと考える。

保護者からは、中学生の給食について、内容や量の充実を求める意見も聞いているので、9,600万円の財源については学校給食に充ててはいかがか何う。」というものでございました。

若干背景を説明しますと、12月議会で3億円を計上しますという補正予算をやりました。その時には、給食の無償化がまだ国から正式に打ち出されておられませんでした。その後、正式に示されましたので、3月議会で、そのやり方に沿った形に財源の更正、予算の組み立てを少し変えたということをしました。結果として、3億円全部を給食に充てる必要がなくなりまして、無償化でもらったお金と3億円の残りに対応できる、9,600万円は市の他の事業に充てることができますよという切り替えをしました。議員さんは、9,600万円あるなら、中学生のほうの負担軽減もやってほしいという要望をされた、大まかにはそういった内容だったというものでございます。

答弁の概要につきましては、1ページの真ん中から下のあたりです。③の所です。

「給食費について、小学生については、12月議会で補正した物価高騰交付金のうち9,000万円と、令和8年度当初予算に計上した給食費交付金4億9,600万円の2つの財源を活用することで、無償化していきたいと考えている。」と答弁しております。4月から、財源は2つに分かれておりますが、結果としましては、小学生は無償化をしますというものです。

また、「給食費負担軽減交付金の基準額は、全国平均の食材費の児童一人当たり5,200円で、本市の現在の保護者負担月額4,200円を1,000円上回ることになるので、超過額、合計9,600万円について、物価高騰交付金から給食費交付金へと財源更正しようとするものである。9,600万円の臨時交付金は、物価高騰に対応するための事業に充てることのできるものであることから、中学生の保護者負担の更なる軽減に活用することは、交付金の趣旨と異なるため難しいと考えており、12月議会で補正した財源を活用することで、中学生の食材費を月額7,100円に引上げながらも、保護者負担は月額4,700円に据え置きたいと考えている。本市教育委員会としては、学校給食について、給食費の負担軽減だけでなく、内容の充実も大変重要と考えており、引き続き、安心でおいしく、栄養バランスの取れた給食を提供していきたい。」と御答弁申し上げたところでございます。

再質問がございました。2ページの真ん中から少し下のあたりであります。

議員さんからは、「交付金の使用目的が違うというのは納得がいかない。同じ交付金として、給食の材料費に充てていたものである。同じように中学

校の食材費等に充てるべき。どういふところが違ふかはっきり分からなかつたが、説明をお願いしたい。」といった、再度の質問でございました。

これに対しまして、教育部長の答弁で、「今回、交付金を、中学校の給食費に充てたとすると、今後もそれを続けていく必要があり、市の財政負担が増加することが懸念される。また給食費について、これまでの経緯を踏まえると、現在中学生の保護者が負担されている月額4,700円は、令和4年度に給食費を公会計化した時点における市内の最も低い額に令和6年度に統一したもので、その後、物価高騰が進む中で、保護者負担は4,700円のまま据え置きを続けている。

一方、食材費については、物価高騰に対応するため、4,700円から引上げを続け、現在7,100円としている。本市全体で、物価高騰対応の経済対策を様々な分野で行う中で、教育委員会としては、令和4年度以降の物価高騰分を全て公費で負担することで、保護者負担を据置くと同時に、給食の内容は、安全でおいしく、子供たちにとって必要な栄養バランスのとれたものとするため、食材費の引上げを行っております。」ということで、再度のお答えをしたというものでございます。

栗林議員さんの質問と答弁については以上でございます。

藤本教育長

宮崎教育施設管理課長。

宮崎教育施設
管理課長

同じく、栗林議員の④、「市立小・中学校体育館への空調設置「5か年プロジェクト」」について、御説明いたします。

資料は同じく④の1ページを御覧ください。

まず、質問のポイントにつきましては、「令和12年度までに市立小・中学校体育館への空調設備の設置完了率100%を目指すとのことだが、対象校は49施設と多いことから、具体的なスケジュールを伺う。また、被災時においても安定的な稼働が可能となるよう、熱源方式については一律とするのではなく、リスク分散の観点から、複数の方式を検討すべきと考えるが、市の所見を伺う。」という御質問でございませう。

2ページを見ていただきまして、答弁の概要につきましては、「空調設置に向けたスケジュールについては、令和8年度は、小学校3校、中学校1校の設計を進めることでプロジェクトをスタートすることとしておりまして、さらには、令和9年度以降については、財源の確保や将来の財政負担への配慮も必要となることから、毎年の予算編成の中で設置校を選定し、令和12年度までに、設置率100%を達成できるよう、取り組んでいきます。設置校の選定にあたっては、小学生は熱中症リスクが高いことから小学校を優先し、児童・生徒数のほか、地域バランスを考慮するとともに、過去の浸水被害等の発生状況や、災害時に学校体育館を避難所として開設する可能性なども考慮しながら進めていきたいと考えております。熱源方式の選定方法につつま

	<p>しては、地域ごとにライフラインの整備状況も異なることから、設計段階において、被災時における安定運転やリスクの分散の視点、また、設置後の維持管理費等の経済的観点を含め、総合的に検討して、その地域に適した熱源方式を選定していきたいと考えている。」と答弁しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>上田学校教育課長。</p>
<p>上田学校教育課長</p>	<p>山本議員の「青少年を守る環境づくりについて」ということで、2つ御質問をされております。</p> <p>①「オーバードーズの防止に向けた取組」、②「自転車に関する安全教育」です。</p> <p>まず、①につきましては、山本議員のほうから「オーバードーズについて、依然として若者を中心とした健康被害が発生しているので、小・中学校へのオーバードーズの防止に向けた本市の取組を教えてください。」ということで、質問を受けました。</p> <p>答弁の概要といたしましては、資料④の3ページにあります。今、オーバードーズがどういうふうな現状であるというのを、本市だけでなく、他市とのことも含めて、教育長のほうから答弁いたしました。その上で、「現在、学校で取り組んでいること、学校薬剤師によるオーバードーズをテーマとした講演会であるとか、警察職員・学校薬剤師を講師として招へいた薬物乱用防止教室、それと学校の授業の中で、保健の授業が中心になるのですが、オーバードーズに関することを取り扱っている。」ということをお話をさせていただきました。</p> <p>さらに、「これだけでは弱いと、オーバードーズの未然防止のためには、やはり子どもの変化にいち早く気づかないといけないということで、今年度導入いたしました市内全ての小・中学校に1人1台端末を活用した、「心の健康観察」を導入している。」ことをお伝えしました。</p> <p>今後の展望も含めてなのですが、「やはり家庭との連携が絶対に必要であるということで、今後小・中学校に対して、薬物乱用防止教室への保護者の参加依頼、学校だよりや保健だよりを通しての啓発を行う、保護者会などを活用して小さな心の変化やサインをお互いに共有できればというのを、しっかり作っていききたい。」と、お話をさせていただきました。</p> <p>続きまして、自転車のいわゆる「青切符」の導入、4月からですね、このことについてです。</p> <p>「本市では、毎年、小・中学生の自転車の交通事故が増えています。特に加害者になる事案が増えている。」ということをお伝えさせていただきました。</p> <p>また、「現在、小・中学校では、保健の授業に加えて、学活等で、県教委作</p>

成のKYT資料、危険予知トレーニング資料を活用して、この場面を見た時にどんな危険があるかをトレーニングしていること、それと、全校集会とか学年集会などいろいろな機をとらえて、交通安全の勉強会というか講演をしていること、それと、県警本部や県トラック協会などと連携して交通安全教室等を実施している。」ことをお話させていただきました。

さらには、「今後は、道路交通法で100何項も自転車ルールがあるらしいので、教職員自体がそこをきちんと理解していないとなかなか伝えられないということで、まずは校長会等を通じて教職員にしっかり青切符のことをお伝えする。」ということと、「青切符は実は対象になる年齢が16歳です。小・中学生は対象ではないのですが、関係ないとは思わずに、将来、交通社会に出ていくということを自覚させながら、しっかりやっていく。」ということ。それと、「山口市はコミュニティ・スクールをかなり活発にやっていますので、地域全体で交通安全意識を高めるということを熟議等を活用しながらやっていく。」ということをお答えさせていただいております。

山本議員から再質問で、「やはりオーバードーズの入口が、スマホであるとか、そういったネットの関係が多いのではないかとということで、メディアリテラシー、それと関係機関との連携も重要になってくるのではないかと、再質問いただきました。

現在、教育長さんは、県の医師会・歯科医師会・薬剤師会の会長さんと、歯科医師会は専務理事さんと、定期的に勉強会をやっています。そこでも、オーバードーズの話題が出ました。薬剤師会の会長のほうからも。そういうところでやっぱり、学校だけじゃ無理だよ、いろいろな機関が連携してやっていかないといけないという話があったこと、メディアリテラシーをしっかりやって、これはオーバードーズだけではなくて、情報化社会の中で子どもたちが取捨選択をしながら正しい判断をできるということをやっていかないといけない、これからもどんどんそういうことを進めていく。ということで御答弁をいたしました。

以上です。

藤本教育長

山下中央図書館長。

山下中央図書館長

私からは、尾上議員の質問の内容と答弁についてお答えいたします。
尾上議員からは、「日本一本を読むまちづくりについて」というタイトルで、2つ質問をいただいております。①「当初予算資料の記述変更」、②「予算縮減がサービスに与える影響」ということで、まず1点目の「当初予算資料の記述変更」についてでございますが、こちらにつきましては、質問の要旨としては、「令和8年度当初予算資料では、「日本一本を読むまちづくり」の記述が削除されているが、その考えを伺う。」ということで、確か2月の本定

例会の際に、皆様のほうにもお配りしていたかとは思いますが、カラー刷りの8年度の当初予算概要資料というものがあつたかと思ひます。そちらの図書館の記述がある部分について、これまでのものについては「日本一本を読むまちづくり」というのが必ず記述として入つていた、これが今回なくなつてゐるということで、どういふ考へがあつたのかということになります。

こちらについての答弁の概要ですが、5ページの真ん中あたりの①になりますけれども、「この記述変更につきましては、移動図書館のサービス拡充など、読書環境の拡充部分を説明したものであるため、「日本一本を読むまちづくり」の方向性には変更はない、引き続き、山口市立図書館サービス計画に基づいて、読書のまちづくりを進めたいと考へてゐる。」ということで答弁をしております。

これについて再質問がございまして、同じく5ページの下のほうになりますけれども、私が今御説明しましたように、議員さんのほうにも認識がございまして、「これまで「日本一本を読むまちづくり」というのを、必ず予算説明資料に載せていた。今回はこれがなくなつてゐるということで、取り下げてはないといふような答弁をもらったけれども」、次のページですね、6ページの頭になりますが、「当初予算の在り方と第四次山口市立図書館サービス計画の成果指標と数値目標の関連という点において、どのような認識をお持ちなのか伺う。」ということでございます。

これについては、その下になりますけれども、「図書購入費を減らしているといふところで、1人当たりの図書の貸出し点数、これが減少してしまつてゐるといふところは、実際、そのとおりでございまして、なかなか目標達成に向かつていないと考へてゐる。しかし、来館者数については、コロナ禍で一旦落ち込んだものの、その後向上しているといふところもあつて、図書館に来られる方を増やして、さらに、様々な工夫をすることによつて、図書を借りてもらふようにしていきたいと考へてゐる。」ということで答弁をしております。

また、5ページに戻りまして、②の質問についてなのですが、こちらの概要につきましては、「令和8年度当初予算案における予算縮減によつて、図書館サービスに影響が生じるものとするが、以下についてお尋ねする。」ということで、3点ほど聞かれております。

まず1点目、「会計年度任用職員の人数が減少することにより、図書館サービスの低下が懸念される。サービスの低下を防ぐための方策について伺う。」

2点目、「学校図書館支援サービス事業の廃止により、学校への図書の配送がなくなる。その代替となる具体的な方策について伺う。」

3点目、「資料購入費の縮減により、購入する資料が減少することが見込

まれる。図書館サービスが低下しないための工夫について伺う。」ということで、3つ聞かれております。

これについて、答弁の概要としましては、同じ5ページの②の所から3つありますけれども、まず1点目、「予算縮減がサービスに与える影響について。まず、職員数につきましては、市立図書館6館の運営に係る会計年度任用職員については、必要な人数を予算計上しています。一方で、会計年度任用職員2名を減員しておりますけれども、これは、学校図書館支援のうち、中央図書館から小・中学校等に月1回本を届ける配送サービスを取りやめることに伴って、当該業務に係る司書1名と運転手1名を減員したという形のものになる。」ということで答えております。

次に2点目、「学校図書館支援について。こちらのサービスにつきましては、配送サービスに加え、図書館職員が学校に出向いて児童・生徒に本の紹介を行うブックトークや、図書館の本を紹介する広報紙の発行、学校司書を対象とした研修会などがあります。このうち、配送サービスは、令和8年度から取りやめます。今後、各小・中学校が市立図書館の本を借りる際は、学校職員が最寄りの図書館まで来館してもらうことにはなるものの、1か月100冊まで借りることができる「団体貸出サービス」の利用は現在と同様に利用できるとともに、蔵書が充実している中央図書館の本を最寄りの図書館で受け取ることができるようにするなど、可能な限り利便性の低下を招くことがないよう取り組んでいく。」と回答しております。

3点目、「資料購入について。こちらについては、前年度比で約1,135万円の減額となっておりますが、重複購入の抑制や市民ニーズに沿った選書により、効率的な蔵書整備に努める。」ということで回答しております。「一方で、移動図書館用の資料購入費を別途計上し、来館が困難な方へのサービスを強化することで、多様な読書ニーズに応えたい。」ということで、答弁をいたしております。

こちらについて再質問がございまして、6ページの真ん中あたりになりますが、「②について。資料費の確保は図書館の命であると考えて。図書館はまちづくりそのものであり、選ばれるまちを標榜するのであれば、そこは大事にしたほうがいいのではないかと、考えを伺う。」ということで聞かれております。

これに対しまして、「選ばれるまちとして図書館は大切なものというところで、まさにそのように考えている。限られた経営資源の効果的な配分に努めた結果、やむを得ず1,000万円余りの図書購入費の減となっている。購入費が減ったことで、図書館の魅力が失われるのではないかとという危惧はごもっともだと思うが、図書館の運営について努力をしてカバーをしていきたいと考えている。」ということで答弁をいたしております。

以上です。

	<p>藤本教育長 上田学校教育課長。</p>
<p>上田学校教育 課長</p>	<p>同じく、尾上議員から「部活動の地域移行について」ということで、高校入試の調査書について、御質問がありました。</p> <p>質問のポイントとしては、「県立高校の入学選抜で、調査書に部活動や地域クラブの活動について記載項目があるか。」ということと、あるのであれば、「地域クラブ活動に入らない生徒が、高校入試において不利になることがあってはならない。不利になるようであれば、県教委のほうに部活動の参加の有無の項目をなくすよう求める。」ということでありました。</p> <p>答弁といたしましては、まず高校入試の調査書について説明をさせていただきました。その中で、「調査書には、部活動や地域クラブに関して記載項目というのはありませんが、総合所見及び参考となる諸事項について、部活動や地域クラブの活動について記入することが可能となっている。」ということを御説明いたしました。その中で、これは県教委のほうが、高等教育課のほうが主体ですので、そこに確認をとったということで、「地域クラブ活動への加入の有無が入学選抜に与える影響について確認して、実際に、参加の有無で不利になることはないとの回答を得ています。従って、本教育委員会として、県教委へ要望することはない。」とお答えさせていただいております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>藤本教育長 引き続き、上田学校教育課長。</p>
<p>上田学校教育 課長</p>	<p>続いて、其原議員の「16か月予算における取組について」で、「部活動地域移行に係る課題」ということで、「学校での部活動だから所属していた、それが地域移行することによって入れない子が出てくるのではないかと、その受け皿について伺う。」ということと、あわせて「部活動があるから学校に登校したいという子ども達が、登校することに意義を見出せなくなり不登校になることも考えられるが、その対策について伺う。」ということで、前半部分は、社会教育課になります。</p>
	<p>藤本教育長 では、原田社会教育課長。</p>
<p>原田社会教育 課長</p>	<p>質問のポイントの前半部分、「受け皿について」という所の答弁になります。</p> <p>「部活動の地域移行に伴い、地域クラブ活動に参加できない生徒の受け皿として、各地域交流センターや、子ども会などの各種団体と連携を図り、子どもたちの居場所づくりを進めたいと考えている。現在も、各地域交流センターのロビーや図書館は、放課後の学習や集いの場として、子どもたちの</p>

居場所のひとつになっている。また、子ども会活動や地域行事等において、子どもたちが主体的に参画できる場を設けることで、自己肯定感や自己有用感、地域愛が醸成されるとともに、居場所づくりにもつながっていくものと期待をしている。

さらに、各地域交流センターでは、生け花やダンスなど、また、小・中学校のグラウンドや体育館では、ソフトボールといった、定期利用団体による様々な活動が行われており、こうした場も居場所のひとつになり得る。一方で、これらの活動に生徒が参加するにあたっては、場所の確保や地域の受入体制、生徒と団体の活動時間など、調整すべき課題もある。

本市教育委員会としては、各地域交流センターや各種団体との連携を密に図り、こうした課題を解決しながら、各地域の実情に応じた形で、子どもたちの居場所づくりをさらに充実させていきたいと考えている。

生徒が地域社会に参画することは、地域の活性化にもつながると捉えており、地域の皆様には、「地域の子どもたちは地域全体で育てる」という想いで、子どもたちの居場所づくりに御理解、御協力を願いたい。」と答弁をしております。

上田学校教育
課長

続きまして、「参加できない子どもの不登校対策について」でございます。

これにつきましては、もう今回の、来年度9月からの部活動の地域移行、これは、学校教育の果たす役割、これまで部活動が果たしてきた意義や意味、このことについて転換を図る大きな、逆に「ピンチはチャンス」というふうにとらえています。

そこで「部活動が楽しみで学校に行っているという子は、ある一定数はいると思われる中で、それだけではなくて、「自分の居場所がある」とか「学校が楽しい」というところの原点に戻って、魅力ある授業づくりの構築や、特別活動において、自己肯定感の高揚につながる活躍の場を創出していきたい。これまでも取り組んでいるのですが、さらにそれを進めていきたいということです。

それと、コミュニティ・スクールを基盤として小中一貫教育、幼保小中のつながりを大切にしておりますので、様々な場において、幼児から高齢者までの異年齢の方と交流する機会を創出することによって、先ほど言いました自己有用感や自己存在感ということにつなげていきたい。」ということです。

実際に、教育長さんが「湯田中学校で校長を務めていた時には、生け花教室をボランティアで地域の方がされていました。学校に行きづらい子が、この生け花教室をすごく楽しみにして、学校とのつながりを持っておりましたので、こういったことをしっかりと、学校全体の教育を見直す中で、部活動だけが楽しみではなくて、学校全体の様々な活動で魅力を発揮しながら、魅力を感じる部分をしっかりとつけていきたい。」ということで、話をしております。

上田学校教育課長 続きまして、「健康診断未受診の児童・生徒に対する支援」ということで、ポイントとしましては、「不登校や病気などの理由によって、指定した日時で健康診断が受診できない子どもに対してどのようなフォローをしているか、実施方法と、未受診者への対応についての市の取組を伺う。」ということで、御質問いただいております。

答弁の概要といたしましては、まず児童・生徒の定期健康診断について説明をいたしました。それで、「実際にその日に定期健康診断を受けられなかった場合には、その子が登校した時に他学年で実施した場合にはそこで受ける、学校医が来ていた時には保健室等で行う、また、近隣の学校、それとかかりつけ医、ようは学校医の所で診断を受けることにしております。」という現状を説明しました。

ただ、「令和7年11月の時点で、未受診者が平均5%おります。この中には不登校の生徒もおります。これについては、やはり課題であるということで、今後はそういった課題の子を、この5%を0%に近づける取組をしっかり進めていきたい。」と回答しました。

再質問で、「未受診者をなくしていきたい、受診者を増やしていきたい」という答弁であったが、今の段階で、何かしら検討であったり研究したりであったり、少しでも動きがあるか。」ということでした。

これにつきましては、「今は具体的にどういうふうなことというのはありませんが、一番は、不登校の子自体は家に引きこもっている子を減らしていきたいということで、これにしっかりアプローチをしながら、今後そういった子を減らすということと、あわせてその子たちにどういうふうに健康診断を受けさせるか、これは法に定めてあることですので、しっかり受診ができるように、どのようにしていくかを考えていく。」ということで、答弁をさせていただきます。

以上でございます。

藤本教育長 西山教育総務課長。

西山教育総務課長 続きまして、大來議員さんからの御質問です。

イで「中山間地域の高校生への遠距離通学支援について」という質問でありました。

質問のポイントは、「県立高校再編に係る遠距離通学への支援については、県において、制度を設けられ、徳地地域の支援期間は令和9年度までであり、保護者からは、制度が終了することへの心配の声が聞かれているとともに、通学を考慮して市外に引っ越す家庭もあると聞いている。そこで、徳地地域などの中山間地域の生徒への通学支援について、市独自の支援を構築する考えはないのか伺う。」というものでございました。

10ページを御覧ください。答弁の概要です。「徳地地域では、令和6年度

末の佐波分校の閉校に伴い、生徒が地域外の高校への進学を選択いただく状況となった。通学手段が公共交通は路線バスのみという状況で、保護者や生徒の心身面や経済面の負担となる場合があると認識している。また、通学事情を考慮し、高校の近くへ転居される場合もあるなど、影響が生じているものとする。

こうした中、県では、「県立高校再編に係る遠距離通学支援事業」を創設し、再編により、予期せぬ進路変更が必要となった生徒に対し、通学費の一部を支援しているが、徳地地域におけるこの制度の適用は令和9年度までとなっている。市としては、この制度は高校の再編に伴う支援策として、県が実施しているものであり、市独自の制度を創設する考えはないが、中山間地域において子育てをするには、大変重要な支援策であることから、引き続き、保護者の経済的負担が軽減されるよう、市長から知事への要望や、市町教育長会から県教育委員会への要望などの機会を捉えて、県に働きかけていきたいと考えている。また、県においては、居住地周辺に高校がない生徒が、経済的負担により希望する高校への進学をあきらめることのないよう、新たに「中山間地域等から遠距離通学する生徒に対する通学支援等の支援制度」の創設について、国に働きかけられている。本市教育委員会としては、こちらの制度についても、様々な機会を捉えて要望していきたい。」ということで答弁をいたしました。

大来議員さんからは再質問がありまして、「本市としては、市独自の支援制度は、構築しない、今後も国等に要望を働きかけていくということであったが、もう少し、住民や、保護者、また未来の子どもたちに安心を与えてもらえるようなお言葉をいただけないか。」ということでした。

この再質問に対しまして、教育部長から「県立高校の再編整備は、県において、人口減少が進む中における県立高校の在り方を検討される中で取り組んでいるものと認識している。小・中学校の再編とは異なり、子どもたちが暮らす地域、あるいは市域をも越えて進学する高校生の通学に対する支援を、本市教育委員会で行うのは、やはり難しいと考えるが、高校生の通学に限らず、本市全体で、地域公共交通の確保が課題となっていることも認識している。そうした中、交通事業者においては、路線バスで高校へ通学する生徒の利便性につながるよう、これまでの路線を変更し、本年4月から、徳山駅から徳地堀への路線を設けている事例もあると聞いている。

大変難しい課題だが、引き続き、市長部局とも連携しながら、本市教育委員会としても取り組んでいきたい。」ということでお答えをいたしました。

全体像としましては、阿東の徳佐分校、徳地の佐波分校、この2つが募集停止された、その阿東地域・徳地地域においては、通える高校、県立高校がなくなったという状況です。県は、こうやって高校をなくしたことに伴う支援策ということで、5年間に限って通学費月額1万円を上限として支援をしますというのをされています。が、この3月に中学校を卒業した生徒さんから、

	<p>この制度が対象外になる年度に入っていくという状況になっているというものでございます。それを、徳地地域にお住まいの大來議員さんはなんとかならないものかと、質問をされたということです。</p> <p>教育委員会での対応としては、この答弁で申し上げているとおりで、さすがになかなか難しいのですが、この議会が終わりましたのちに、関係部局で話し合いをしまして、農山村づくり推進課という農林水産部の課が所管をする形で、県が行っているのと同様の制度を、今から、この中学3年生の子から対象にして、この4月から新しい支援制度を作ろうということになりました。今この制度を作ろうというのが決まったばかりという状況にありますので、来週には中学校3校、徳地中学校・阿東東中学校・阿東中学校に連絡をとりまして、3月に卒業された生徒さんに「市の支援策があるよ」というのをお知らせくださいという周知を図ろうとしております。その卒業された方が県内の高校等に進学されている場合には、県がされていたのと同様の支援策を今から市が行っていきますよということを周知しようとしているというものでございます。</p> <p>議会でのやり取りをきっかけとして、その後、少し視点を変えて、通学するのが困難なエリアというところでの支援策を行っていかうという形になったものでございます。あわせて御報告します。</p> <p>以上です。</p>
藤本教育長	<p>続いて、学校教育課長。</p>
上田学校教育課長	<p>続きまして、鳥養議員の「心身の健康の保持増進を図るための健康教育の取組」ということで、御質問をいただいております。</p> <p>質問のポイントといたしましては、「これまで市が健康教育をテーマに様々な施策に取り組んでいます。これはかなり進んでいると認識をしている。」ということと、一方で、「幼少期から子ども自身が自らの健康を守っていかうとする資質・能力を主体的に育てていく、これが重要ではないかと、そこで、子どもの主体性を育み、心身の健康の保持増進に向けた取組と今後の展望について何う。」という2点についてお伺いをされました。</p> <p>答弁の概要といたしましては、まず、「これまでの取組ということで3つ、秋穂中学校の「AIOハッピープロジェクト」、これは歯を中心で行った。」と、これまでも議会でも答弁しているのですが、それを改めて御説明することと、「新たに大歳小学校で「チキンチキンごぼう」を題材とした食育の取組がありました。これは歌とかキャラクター、この間もテレビでこの歌が流れておりました。さらには、今年の6月に「ピクルボール」の世界大会が維新公園で行われます。これを好機ととらえて、鴻南中学校では、今1年生が授業で、ネット型スポーツの中でピクルボールをやっています。これを健康づくりの、運動する機会の、一つのきっかけとしてうまく活かしていけないかとい</p>

うことで行っている。」と、説明をさせていただきました。

次に、「健康教育のさらなる推進に向けて、各学校での特色のある取組に加えて、基本的な生活習慣の土台をつくる幼少期にも焦点をあてていく必要があり、今後の展望ということで、3つ取り組んでいく。

1つ目が、「子どもの運動機会の確保」で、今年度から開始した3歳から8歳対象の県主催の運動教室を活用した、幼少期から体を動かす、これは県学校安全体育科の方が主催しているのですが、それをうまく活用した、運動というのをしっかりとPRしていきたいということ。

2つ目は、「研修機会の充実」で、学校保健安全委員会や市の学校保健会で様々やっている中に、幼稚園の先生も参加していただいて、しっかりと連携をとりながらやっていくということ。

3つ目は、「医療機関との連携強化」で、特に5歳児健診が始まりましたので、小児科医や子育て保健課と連携して、乳幼児期の健康課題の早期発見・早期解決に向けた支援体制を整えていきたい。」ということで、お話をさせていただきました。

鳥養議員から再質問ということで、「市として、健康教育を進める上で、医療・保健・教育・家庭が有機的に連携して、特に幼児期において、家庭教育と学校教育が連携した軸、そして包括的な子どもの健康支援体制を、今後どう構築していくのか、具体的な方策を伺う。」ということでお伺いされました。

教育長からは、これまでやってきていること、社会教育課のほうでグリップしている「保護者カフェ」であるとか、そういったこととお話させていただきました。さらには、「この4月に実は、小学校に入学する園児の就学時健診にあわせて、スクールカウンセラーの面談を、希望者には行っております。これは希望がかなり多かったということで紹介させていただき、保護者の方がやはり不安をかなり抱いているなということをとらえております。

今後は、小学校の入学後も必要に応じてスクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカー、医療機関と学校を密につなげるように、しっかりと連携を図っていきたいということ、さらには、健康福祉部や子ども未来部などとも、縦割りではなくて横でしっかりと連携をとって、よりきめ細かな支援にもつなげていきたい。」と、お話をさせていただきました。あわせて、教育長さんが「ちょうど就任した時に、保育園の先生と子育て支援拠点のスタッフ、それから保護者を対象に、幼児期における教育の重要性ということで講演をしております。是非そのことを踏まえて、今後はさらに、健康教育ということテーマにして、また幼稚園の先生であるとか保護者に向けて、そういった語り合える場ができないかなということを考えている。」と、お答えさせていただきます。

	<p>何はともあれ、「本市は、健康教育はこの2年間かなり前に進んでおりますので、これをどんどん加速化して、教育委員会・学校だけではありませんで、しっかり他を巻き込みながら、子どもたちだけの健康ではなくて、地域の元気・健康にもつなげていきたい。」ということで、話をさせていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
藤本教育長	石津教育部長。
石津教育部長	<p>続きまして、私から教育民生委員会の概況報告について説明させていただきます。資料③の52ページをお開きください。</p> <p>まず、「山口市立徳地中学校PTAの優良PTA文部科学大臣表彰の受賞について」でございます。</p> <p>令和7年度の優良PTA文部科学大臣表彰が、全国で105団体が表彰されまして、そのうち県内では2つの団体が表彰されました。</p> <p>徳地中学校PTAは、学校に対する保護者の強固な協力体制のもと、徳地地域協育ネット協議会とも連携し、徳地地域の小学校PTAや家庭、地域と一体となって、あいさつ運動や清掃活動などに取り組んでおり、地域総がかりで温かく「徳地っ子」を育てる輪が広がっていることが評価されたところでございます。</p> <p>続きまして、2点目としまして、「山口県文化財保護審議会における本市文化財等の答申について」でございます。</p> <p>令和8年1月27日に開催されました、第91回山口県文化財保護審議会において、本市から2件の文化財等が答申され、県指定文化財として指定等される見込みとなりました。</p> <p>1件目は、「周防鑄銭司跡出土銭貨資料」の県指定有形文化財への指定でございます。この資料は、平安時代に周防鑄銭司において鑄造されたとされる8種類の銭貨のうち、発掘により出土した5種類の銭貨15点です。これらの銭貨は、奈良時代から平安時代に流通した皇朝12銭のうち、5銭種が周防鑄銭司において継続的に生産されたことを裏付ける貴重な資料でございます。</p> <p>2件目は、保存すべき技術としての「檜皮葺」の選定とその「技術保持者」の認定です。檜皮葺は、多くの歴史的建造物を保存修理するうえで、欠くことのできない技術です。また、本市在住で県内唯一の檜皮葺師である佐々木真氏は、県内外において数多くの建造物の保存修理に携わる経験豊富な技術者であるとともに、市内小学校で檜皮葺を紹介する出前授業を行うなど、普及啓発や人材育成にも取り組んでおられます。</p> <p>これらの2件は、3月下旬の山口県報の告示をもって、正式に決定となるものでございます、と報告しておりますが、これが、3月24日、昨日、県報に</p>

	<p>告示をされまして、正式に決定をされたということでございます。 報告第1号につきましては、以上で説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>大量で長い説明をさせていただきました。 報告第1号について、全体を通して、意見・質問等がございます方はお願いいたします。 はい、角川委員さん。</p>
角川委員	<p>中山間地域の高校生の遠距離通学の支援についてなのですけれども、10ページの所で、先ほど、高校にあがる方にそのような補助があるよという説明をされたということですが、私が最近聞いたところでは、宇部市の田舎に住んでいらっしゃる小学校6年生、今度中学校1年生になられる方が、全員で6人くらいなのですが、全員私立の中高一貫校に行かれたそうなのです。それはやはり、高校への通学不安だと思うのです。だけど、中学校からの時点では遅いということで、多分、バスで送迎がある私立学校さんに、中学校の時点から入られているそうなのです。全員行かれたと聞きましたので、もう少し早くというか、その辺りに住まれている方に周知、やっぱり小学校の時点からお知らせしてあげられると、安心して「ああ、高校になってもそういうふうな支援があるんだ」ということは、小学校のうちからお知らせしてあげたほうがいいのかなと思いました。</p>
藤本教育長	<p>西山教育総務課長。</p>
西山教育総務課長	<p>全くもっておっしゃるとおりだと思っております。 山口市がそういった支援を行っていきますということで、前提、もう少し遡ったところでお話しますと、徳地地域と阿東地域に限ったわけではないのですが、学校の統廃合によって遠距離通学になった児童・生徒の皆さんには、今現在もスクールバス・スクールタクシーを、徳地地域、阿東地域、そして秋穂二島で走らせているといった形で、小・中学校への通学支援をしております。加えて、学校の統廃合とは関係ないのですが、通学の距離が3km、概ね3km以上ある児童・生徒さんには、バスだったり電車だったりという公共交通機関を使って通う時の半額補助も現在行っているという、その2つの制度が前提としてあります。 それで、高校進学にあたってどうなのというところを今回、そこに山口市農林水産部が踏み込む形で、この4月から高校に通う生徒さんを対象とした支援制度を始めることにしました。角川委員さんのおっしゃいますとおり、来週になって今これをお知らせしようとしているというスケジュール感なのです。そうしますと、大來議員さんからも議会の一般質問で言われたとおり、「徳地地域から高校に通うのは難しい、だから他市に転居する」が現実</p>

に起きてしまったというのです。それで、今回は急ぎよそれをなんとかしようということで、制度を作ってお知らせできる最短が、実は来週30日にお知らせするのが最短という状況になっておりまして、後手に回った感はあると思っております。

次の、4月からの中学3年の生徒さん、その次の中学2年・1年の方々に對しましては、「山口市はすでにこういう制度を持っています」というのをPRしていこうと思っています。徳地地域・阿東地域に住みながら高校に通うという時に、「月額1万円までは支援が受けられるのだな、じゃあそのまま通おうか」と思っていたいただければ、それが一番いい結果になろうかなと思っています。

それで、「私立に通います」ということに関しては、確かに、徳地・阿東の中でも起きています。より手厚い支援が受けられたり、これからの高校無償化というところも見据えて、無償化であれば私立のほうが校舎もきれいだよねという、そういったところもあって、起きてきているというところは現実にあります。公立の小・中学校の役割というところで、なるべく地域、お住まいの所に近い所にちゃんと学校があるというのを保ちながら、それでもそれ以上のところを望んで移っていく、進学先を選択していくというのは、それは保護者さんだったり、児童・生徒さんの、自分の意志で選べるものになってきますので、そこは止められないのですけれど、山口市立の小・中学校としては、「ここにありますよ、そして通学の支援についても行っていますよ」というのを充実しながら、引き続き通ってもらえるという状態を保ってきたいなと思っております。

角川委員

それと、確かに無償化なのですが、やっぱり私立の高校って、それ以外の設備費とかそういうものが、けっこうしっかりかかってくるのですよね。だから、授業料は無料なのだけでも、やっぱりそれ以外の、制服ひとつとっても、お高かったり、いろいろな設備費というのはしっかりあるので、やはり公立の高校の良さというの、しっかり差別化というかアピールしていかないといけないかなというふうには思います。それと、やはり保護者の方も、小学校の頃から、そういう高校を見据えて、「じゃあもう中学校はそういう手厚い中学校に行こうか」と思われている方も実際いらっしゃると思うので、そういう、公立が「今一生懸命こういうことを考えているよ」ということは、小学校のうちからアピールしたほうがいいのかなというふうには思いました。お願いします。

西山教育総務
課長

はい。ありがとうございます。

藤本教育長

ありがとうございます。その他、ございますか。
はい、佐藤委員さん。

	て難しいのでしょうかね。
上田学校教育 課長	<p>それこそ、具体的にいうと、答弁の中で、医師会・歯科医師会・薬剤師会の中のグループでもう3年以上勉強会を、教育長さんと私も入ってやっているのですが、この3年間もう何回もそれがテーマに出ながらやっています。5歳児健診が一つキーワードになるねというところで、そこをちょっと聞かれています。ただ、こども家庭庁ができて、幼稚園とうちが完全に、先ほど保育幼稚園課長さんが言ったように、連携を図っていかないと、なかなか、今度は所轄が違うので。ただ一方で、今回、就学時健診の時に、スクールカウンセラーを入れて、ニーズがかなりあったので、ちょっと手応えは感じています。県歯科医師会会長は、0歳児からの歯の健康診断といわれて、「実はお腹の中にいる時に、お母さんの食べ物によってその子の歯が決まる」と言われるのですよ。2年半ぐらい前ですけど、教室の中でお聞きして衝撃で、そういう視点があるのだということ。今、山本委員さんが言われたように、もしかしたら幼児期よりも、妊娠期の頃からとなると、それを遡っていくと、やっぱり、小・中学生で、子どもたちに、女性男性関係ないのですが、「子どもたちの健康というのは、大人になった時にあなたたちの将来の子どもにも関わってくるんだよ」ということも、もっとも遡りながらやっていくということと、ちょっとなかなかできることとできないことがあるので、そこはもう他部局との連携、やっぱり同じ共通課題を持って前に進むということで、うちの指導主事は、かなりそこはこの3年間踏み込んでやってくれているので、関係部局との連携はうまくやっていますので、そこもさらに深化させていきたいなという思いは持っております。</p>
山本委員	それと、いいですか。フッ素塗布はまだやっているのですか。
上田学校教育 課長	はい。いろいろ御意見はありますが、継続してやっています。
山本委員	賛成もいれば反対の方もいるような取組を、あえて市が受け付けてやらなければいけないのかなというような気持ちもあるのです。ただそれも、前の会長さんが始めた時には、すごく意欲的だったのです。反面、それに反対する方も多くて、なかなか難しいなと思いつつも進めてきた手前があるものですから、もうそろそろ、家庭に任せる選択もあっていいのではないかなというふうな気もしております。
上田学校教育 課長	はい。ありがとうございます。
須藤委員	今、課長さんのおっしゃっていただいた、5歳健の話に戻るので、全く同じように私も考えていて、就学時健診の非常にニーズが大きかったと

	<p>いう中には、そのタイミングで間に合ったものと、いや実はもうちょっと前からニーズが把握できていればというの、たぶんあったのではないかなと思うのですが。それらが、例えば今回の就学時健診で、ニーズ等を例えば5歳健のほうに反映させていくとか、そういったことって何か出てきたりしているでしょうか。</p>
<p>上田学校教育課長</p>	<p>実は、これは今お伝えしていないのですが、うち、山口市の学校教育課のほうで3名の元校長先生を雇用いたしまして、幼稚園を回ってもらっています。そこで、幼稚園の中での動きを見ながら、幼稚園の先生と情報を共有しながら、ちょっと支援が必要な子というのをリサーチしながら、これは健康だけではなくて特別支援なども含めてなののですが、そこで認識しながら、正しい支援につなげていくというような取組もしております。それで、先ほども言いましたが、なかなか所管が違うので、こうしてくれああしてくれというのとかは、実行する時にはやっぱり連携しながらやっていかないといけないので、そこで先ほども言いましたように、やはりもう一回連携を進化させながら、縦割りではなくてしっかり横の連携をスムーズにいけるような仕組みづくりというのをやっていきたいなどは思っています。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>では、他に質問はございますか。よろしいですかね。 なければ、続きまして、報告第2号の「山口市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定」について、お願いします。 藤本学校教育課副参事。</p>
<p>藤本学校教育課副参事</p>	<p>「山口市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について、前回の定例会にて原案を御覧いただきました。 その後、総合政策部企画経営課に説明を行いました。原案から変更はございません。これをもちまして、4月1日付けで本計画を策定いたします。 資料⑤の3ページを御覧ください。 時間外在校等時間に関する目標として、「1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%に近づける。」「1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。」としており、目標に向けて、各学校での取組が進むように、本計画をもとに校長会や学校訪問などを通して、指導、助言をしてまいります。 また、次年度の総合教育会議にて、取組の進捗状況を御報告する予定です。 以上です。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>報告第2号について、意見・質問等がございませうか。 よろしいですかね。</p>

	<p>それでは、報告第2号について、意見や質問がないようでしたら、以上で、本日の付議案件については終了いたしました。</p> <p>次回の定例会は、こちらの会議室201で、4月30日午後2時からの予定です。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは以上を持ちまして、令和 8 年第 5 回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>
<p>署名</p>	<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">教育長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">会議録調製 _____</p>